平成２１年（フ）第３３号
群馬県伊勢崎市波志江町707番地４
破産者　住岡　敏夫
1　破産債権の届出期間　平成21年８月３日まで
2　一般調査期日　平成21年10月14日午前10時20分
平成21年７月１日　前橋地方裁判所
平成２０年（フ）第４０３号
福井市川合鷲塚町第13号８番地
破産者　関　憲一
1　破産債権の届出期間　平成21年８月３日まで
2　一般調査期日　平成21年10月20日午前11時10分
平成21年７月２日
福井地方裁判所民事部破産係
平成２０年（フ）第６０１０号
大阪市鶴見区緑１丁目４番22号
破産者　栃木住設工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成21年８月７日まで
2　一般調査期日　平成21年９月７日午後４時
平成21年７月１日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２０年（フ）第７５７９号
大阪市北区豊崎３－８－５　朝日プラザ梅田Ⅱ－410号、開始決定時の住所大阪府豊中市本町６丁目１番10―201号
破産者　大谷　一哉
1　破産債権の届出期間　平成21年８月７日まで
2　一般調査期日　平成21年９月14日午後４時
平成21年７月１日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２０年（フ）第５５７号
北海道札幌市西区八軒５条西10丁目１番25―404号
破産者　出口　俊行
1　破産債権の届出期間　平成21年９月１日まで
2　一般調査期日　平成21年９月24日午前11時
平成21年７月１日　旭川地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第６２７号
愛知県豊田市古瀬間町鳥ケ峯371番地87、開始決定時の住所愛知県豊田市御幸本町１丁目196番地パレスみゆき805号
破産者　荒田　裕子
1　期日　平成21年８月10日午後３時15分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月２日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

免責許可決定

平成２１年（フ）第２５６号
福岡市東区三苫１丁目16番15―103号
破産者　野村　光晴
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第１０号
新潟市中央区万代１丁目６番１号
清算株式会社　株式会社月岡館企画
代表清算人　木田富士男
1　決定年月日　平成21年７月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所第１民事部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第１１号
名古屋市中川区松葉町２丁目16番地
清算株式会社　モナミ商事株式会社
代表清算人　髙原　昌樹
1　決定年月日　平成21年６月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社に対して協定債権を有する債権者とその有する協定債権の内容は、別紙「協定債権一覧表」記載のとおりである。
2　清算株式会社は、髙原正樹、髙原昌樹、髙原光子、株式会社モナミビルサービス及び株式会社フィールドを除く各協定債権者（以下「各協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に協定債権額の0.468パーセントに相当する金員を弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。具体的金額は、別紙「協定債権一覧表」の「弁済額」記載のとおりとする。
3　髙原正樹、髙原昌樹、髙原光子、株式会社モナミビルサービス及び株式会社フィールドは、その有する協定債権の全額につき、その債権を放棄する。
4　各協定債権者は、第２項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権から弁済額を控除した残額につき、利息、損害金も含めその全ての債権を放棄する。
5　清算株式会社は、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額の割合に応じて支払う。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
6　協定による弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
（別紙省略）
名古屋地方裁判所民事第２部

監 督 命 令

平成２１年（再）第１２号
札幌市厚別区厚別東１条６丁目２番11号
再生債務者　高橋　修史
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　札幌市中央区大通西13丁目パシフィックレジデンス大通公園３階松田大剛法律事務所　弁護士　松田　大剛
平成21年６月30日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２１年（再）第１２号
札幌市厚別区厚別東１条６丁目２番11号
再生債務者　高橋　修史
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後２時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年７月21日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成21年８月25日から平成21年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２１年（再）第２０号
名古屋市昭和区川原通５丁目２番地の３
再生債務者　ロイヤルインターナショナル株式会社
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年７月29日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成21年８月19日から平成21年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成１７年（再）第９号
福岡県筑紫野市杉塚１丁目８番１号
再生債務者　第一基礎工業株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成21年６月29日
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続廃止

平成２０年（再）第１１号
京都市西京区桂南巽町18番地２
再生債務者　片岡　由成
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条３号に定める事由がある。
平成21年６月30日
京都地方裁判所第５民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第３６７号
札幌市清田区真栄４条１丁目７番14号
再生債務者　佐竹　栄次
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年７月22日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月５日から平成21年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部